

学校いじめ防止基本方針

徳島市立入田小学校

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは人として決して許されない行為である」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また全教職員が、授業・学級経営・学校文化づくりを通して、児童が安心して自己を表現できる学級風土を形成する。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られる環境を整える。そのために、発達段階に応じた「予防的・発達支持的生徒指導」を重視し、児童理解の深化、学級経営の充実、授業改善を通して、児童をいじめに向かわせない未然防止に全教職員が組織的に取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、SNS・ネット上の誹謗中傷やトラブルも含めていじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守りぬくとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。さらに、事案の性質に応じて、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会の専門家チーム等と連携し、学校だけで抱え込まない体制を構築する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。重大事態が疑われる場合には、判断基準に基づき速やかに教育委員会へ報告し、調査手順（初期対応 → 調査 → 再調査）を組織的に進める。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

管理職や指導教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、学級担任、児童指導に関わる教職員、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、教育相談コーディネーター、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

さらに、事案に応じてスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、教育委員会の専門家チーム等と連携し、学校が事案を抱え込まず専門的知見を活用できる体制を整える。また、SNS等のオンライン上のトラブルへの対応を強化するため、ICTやネットいじめに関する知見を有する教職員が関わることも重要である。

(2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。この際、SNSやオンライン上の誹謗中傷などネット上の事象も積極的に認知し、ささいな事象でも複数の教職員で確認する体制を整える。また、未然防止の観点か

ら、発達段階に応じた「予防的・発達支持的生徒指導」を計画に位置づける。

- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の構築を図る。その際、発達段階に応じた「予防的・発達支持的生徒指導」の視点を踏まえ、児童が安心して相談できる関係づくりに努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に尽力する。SNS等のオンライン上の相談や悩みについても同様に受け止め、ネット上の事象も相談対象として扱う。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。また相談窓口を明確にし、児童・保護者が相談しやすい複数の教職員を周知するなど、相談体制の充実を図る。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。加えて、事案に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、教育委員会の専門家チーム等と連携し、学校が抱え込まず専門的知見を活用する。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。また、相談窓口の情報を継続的に発信し、重大事態の兆候が見られる場合には速やかに教育委員会へ報告する体制を整える。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。また、ささいな兆候でも積極的に認知し、教職員が抱え込まず組織的に対応する姿勢を学校全体で共有する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。また、児童が安心して意見を表明できる学級風土の形成に努める。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを行う。また学習面での困難を早期に把握し、適切な支援を行うことで、児童の自己肯定感を損なわないよう配慮する。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。全児童が相談しやすい環境づくりにも学校全体で取り組む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、全児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を設け、児童の自己有用感を高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害で

あり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。児童自身がいじめを認知し、拒否する力を育てる。

- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底する。情報モラル教育を学校全体で強化し、ネット上の情報は消去が困難であること、県がネットパトロールを実施していること、刑事罰・民事罰が適用される場合があることを指導する。
- ⑨ 児童会活動で、「いじめ防止子ども委員会」を立ち上げ、児童自身の主体的な参画によって、いじめ問題を未然に防ぐための取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。児童の自治的活動を尊重し、学校全体で支援する。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。小さな兆候でも見逃さず、複数教職員で共有し、組織的に対応する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。教職員自身の人権感覚の向上にも努める。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。学校は、必要に応じて関係機関とも連携し、継続的な支援を行う。
- ⑬ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。災害時の人権教育や心のケアにも配慮する。
- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。学校・家庭・地域が一体となり、いじめの未然防止体制を構築する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。また、学校の取組状況を継続的に発信し、地域とともにいじめ防止に取り組む姿勢を明確にする。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。平時から関係機関との連携体制を構築し、いじめの兆候が見られた段階で迅速に協働できるよう努める。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。地域住民が児童の見守りに参画できる体制を整え、学校・家庭・地域が一体となった未然防止の取組を強化する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。さらに、学校が相談を受けた際には組織的に対応することを明確にし、児童・保護者が「相談すれば必ず動いてくれる学校」であると実感できるよう努める。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。小さな変化でも複数教職員で共有し、組織的に判断する体制を強化する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(6月、12月、2月)に実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。アンケート結果や面談内容は速やかに共有し、早期対応につなげる仕組みを整える。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。
特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。

- 必要に応じて外部専門機関とも連携し、多面的な視点で児童の状況を把握する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員間の情報共有を日常的に行い、いじめの兆候を早期に把握できる体制を維持する。
 - (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。不自然な欠席・遅刻が続く場合は、学校いじめ対策組織で状況を検討し、必要に応じて関係機関と連携する。
 - (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。また、いじめの疑い段階でも迅速に組織的対応を開始し、重大事態の可能性を常に念頭に置いて行動する。
 - (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。また、保護者からの情報は学校全体で共有し、早期発見につながるよう連携体制を強化する。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。いじめの「疑い」の段階でも初動対応を開始し、安全確保を最優先に行動する。
 - ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。調査は複数教職員で行い、児童の心理的負担に配慮しながら進める。
 - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。情報共有は迅速かつ継続的に行い、全教職員が一体となって対応できる体制を維持する。
 - ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。必要に応じて関係機関（児童相談所・警察等）と連携し、重大事態の可能性を常に念頭に置いて対応する。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
 - ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
 - ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。別室対応・登校支援など、状況に応じた柔軟な支援を行う。
 - ③ 複数教員による家庭訪問を行う。訪問内容は学校いじめ対策組織で共有し、継続的な支援につなげる。
 - ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
 - ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
 - ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。支援計画を学校全体で共有し、継続的に見守る体制を整える。
- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言
 - ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。指導は一人の教職員が抱え込まず、学校全体で計画的・組織的に行う。
 - ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。安全確保を最優先とし、状況に応じて柔軟な措置を講じる。
 - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止の取組を徹底する。

背景要因の把握は複数教職員で行い、必要に応じて関係機関とも連携する。

- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。学級全体の人間関係の改善にも取り組み、安心して過ごせる学級づくりを進める。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。児童が自らいじめを認知し、拒否できる力を育てる指導を行う。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを行う。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。重大事態の可能性がある場合は、速やかに教育委員会と協議し、調査組織の設置を含めた対応を検討する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。児童の安全確保を最優先とし、警察との連携は迅速かつ確実に行う。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。緊急性が高い場合は、学校いじめ対策組織が即時に対応を開始する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。ネット上の誹謗中傷は重大な人権侵害であることを踏まえ、情報モラル教育とも連動して対応する。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。解消判断は複数教職員で行い、必要に応じて関係機関とも協議する。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。児童の心理状態を継続的に確認し、必要に応じて専門家の支援を受ける。

7 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。研修内容は学校いじめ対策組織で検討し、教職員全体の人権感覚や初動対応力の向上につなげる。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。評価結果は学校いじめ対策組織で共有し、改善策の検討につなげる。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。アンケート結果は児童・保護者の意見も踏まえ、多面的に分析する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。必要に応じて外部専門家の助言を受け、改善策を組織的に検討する。

入田小学校「いじめ防止基本方針」改定のポイント

～児童一人ひとりの安全・安心と豊かな学びを守るために～

【改定の基本姿勢】

いじめは「どの児童にも、どの学校でも起こりうる」という前提に立ち、「未然防止」「早期発見・早期対応」「対処・支援」の全段階において、学校・家庭・地域・関係機関が密に連携したチーム対応を展開します。

ポイント1

早期発見・初期対応の強化

- ささいな兆候の積極的認知
日常観察やアンケートから小さな変化（いじめの芽）を逃さず把握。
- 「抱え込み」の絶対防止
発見者は直ちに「学校いじめ対策委員会」へ共有し組織対応。

ポイント2

ネットいじめ・情報モラル

- ネット上の誹謗中傷＝いじめ
SNSやオンライン上の悪口・仲間外れも明確にいじめと定義。
- 予防教育（GIGA端末活用）
情報モラル教育を強化し、加害・被害防止の双方を徹底。

ポイント3

心の育成・予防的アプローチ

- 自己肯定感・自己有用感の育成
体験活動や異学年交流を通じ「役に立っている」実感の創出。
- 認め合い・支え合う風土
互いの違いを尊重する学級づくりで、いじめを生まない環境へ。

ポイント4

重大事態への迅速厳格な対応

- 迅速な調査体制の確立
心身の被害や長期欠席の兆候時、直ちに事実関係を調査。
- 徳島市教育委員会への即時報告
遅滞なく市教委へ報告・連携し、客観的・適正に解決。

ポイント5 学校・家庭・地域・関係機関の「チーム連携体制」

家庭（保護者）

日常の観察・変化の早期相談・学校との信頼構築



入田小学校

「学校いじめ対策委員会」

全校体制での情報集約・組織的対応



徳島市教育委員会

重大事態の報告・指示・専門的アドバイス

入田地区（地域住民・関係団体）

地域ぐるみの見守り・登下校時の安全確保

専門・関係機関（警察・福祉・病院等）

専門的知見に基づく指導・法的手続・適切なケア